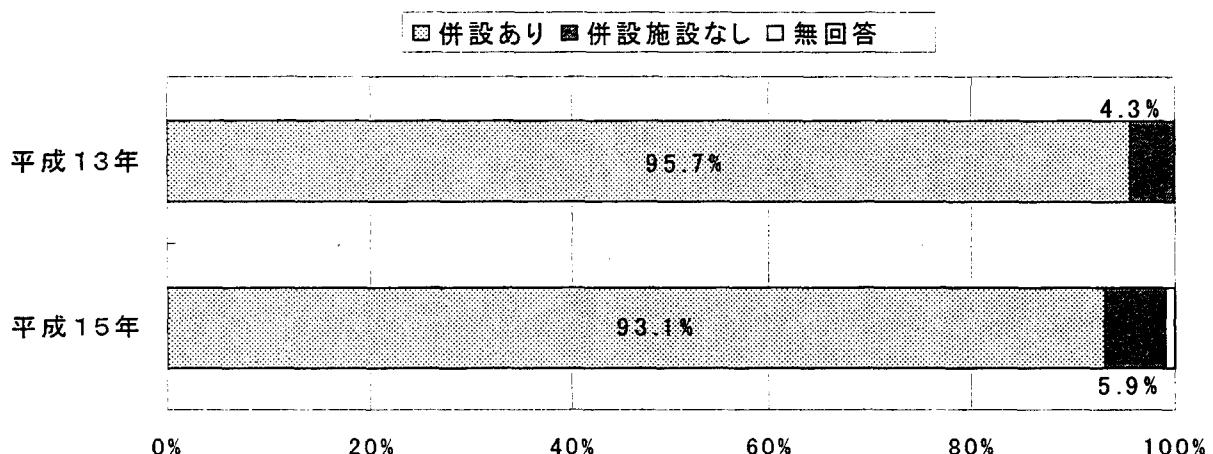


ケアマネジメント事業所の状況

- ケアマネジメント事業所の9割は他のサービス事業所や施設と併設されている状況にある。
- また、在宅サービス事業の利用状況について、ケアマネジメント事業所の併設の有無で比較すると、併設されている場合の方が、当該在宅サービスの利用率が高い傾向にある。

【ケアマネジメント事業所の併設状況】

事業所を併設している施設の割合

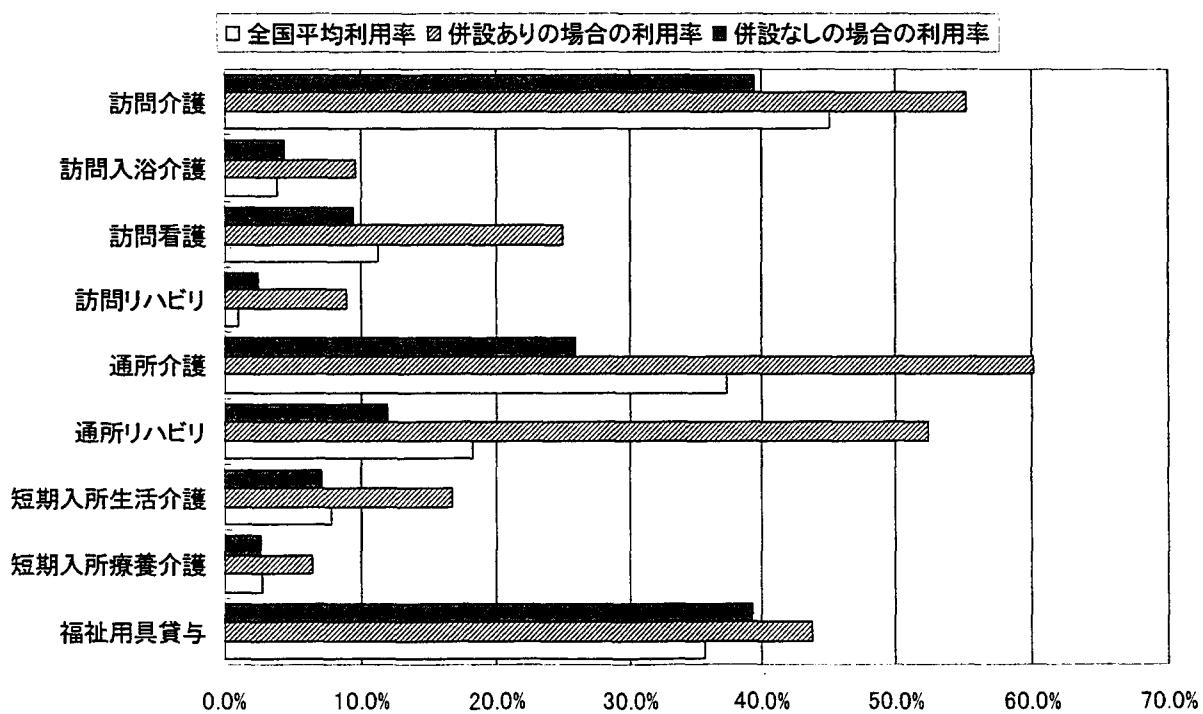


(出典：居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査（平成15年）(株)三菱総合研究所)

【ケアマネジメントの中立・公正】

ケアマネジメント事業所の居宅サービス事業の併設の有無と

利用者による当該居宅サービス事業の利用の相関関係



(出典：居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査（平成15年）(株)三菱総合研究所)

在宅介護支援センターの状況

- 在宅介護支援センターは、在宅高齢者に対する総合的な支援を実施する機関として、約8,700か所が設置されている。
- 一方、介護保険制度施行後、居宅介護支援事業所との役割分担が不明確になっているとの指摘もある。
- 今後、地域における高齢者の総合調整機能を担う機関として機能強化していくことが必要と指摘されている。

○事業内容

高齢者やその家族等に対し、身近な場所での介護等に関する相談、介護予防・生活支援サービスの調整等、在宅高齢者に対する総合的な支援を実施。(実施主体：市町村)

基幹型：・地域型在宅介護支援センターの統括・支援

- ・介護予防・生活支援サービスの総合調整
- ・居宅介護支援、居宅サービス事業者の指導・支援 等

地域型：・地域住民（高齢者）の実態把握

- ・介護サービス、介護予防・生活支援サービス等の利用に関する相談
- ・介護予防プランの作成、介護予防教室、転倒骨折予防教室の実施 等

○設置か所数（平成16年3月現在）

基幹型			地域型	計
	通常型	小規模型		
1,698か所	857か所	841か所	6,977か所	8,675か所

○平成16年度予算額：208億円（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

◆直営／委託の状況（抽出調査）

○基幹型（280か所）

直営：119か所（42.5%）、委託：161か所（57.5%）

○地域型（955か所）

直営：126か所（13.2%）、委託：829か所（86.8%）

※出典：「平成13年度 在宅介護支援センター業務実態調査（平成15年3月）」全国在宅介護支援センター協議会

・1,235か所（無作為抽出での有効回答数）における状況

◆職員保有資格の状況（抽出調査）

1,235か所の職員（2,994人）について調査したところ、

○介護支援専門員 : 1,608人（53.7%）

○保健師・看護師 : 1,210人（40.4%）

○社会福祉士・社会福祉主事 : 1,150人（38.4%）

○介護福祉士 : 798人（26.7%）

※出典：「平成13年度 在宅介護支援センター業務実態調査（平成15年3月）」全国在宅介護支援センター協議会

・1,235か所（無作為抽出での有効回答数）における状況

・複数回答

これからのは在宅介護支援センターの在り方

—これからの高齢者介護における在宅介護支援センターの在り方に関する検討委員会・最終報告書の概要—

■検討委員会（概要）

- 事務局：全国在宅介護支援センター協議会
- 座長：白澤 政和（大阪市立大学大学院教授）

○経緯：平成15年3月13日：在宅介護支援センターが今後果たすべき役割について検討し、とりまとめることを目的に設置。

平成15年5月26日：5回の議論を踏まえ、「中間報告」をとりまとめ。

平成16年4月23日：さらに5回の議論の後、「最終報告」をとりまとめ。

■最終報告における「提言」の概要

強化すべき機能

実態把握

総合相談支援

介護予防マネジメント

満たすべき条件

住民にとって身近な場所にあること

- ・地域住民の日常生活圏域において提供されるサービスの調整を行うため、地域住民が日常生活の中で気軽に立ち寄れる総合相談窓口であること

地域のネットワークとの連携を有していること

- ・社会的支援が必要な地域住民を、地域のネットワークを通じて早期発見し、必要なサービスに結びつけていくこと

一定の経験を積んだ専門職員を配置していること

- ・生活支援の観点から行われる「介護予防マネジメント」や、痴呆性高齢者の権利擁護など多様化する問題に適切に対応するため、専門知識や専門技術を備えていくこと

在宅介護支援センターは、
市町村との密接な連携の下、地域住民が住み慣れた地域で
安心して暮らし続けていけるよう、その拠点としての役割・機能を担って
いくことが必要。

施設におけるケアマネジメント

- ユニットケアの普及等のように、施設サービスにおいても、利用者的心身の状況に応じたケアが求められているが、このためにも、施設サービスにおけるケアマネジメントの役割が重要となる。
- また、施設入所時・退所時に、居宅との間で切れ目のない継続的なケアが提供されることが求められており、この観点からも、施設のケアマネジメントと在宅のケアマネジメントの連続性を図ることが重要。

1. 地域包括ケア（在宅－施設を通じたケアマネジメント）

高齢者介護研究会報告書より

2015年の高齢者介護

～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～（抜粋）

III-2

(4) 地域包括ケアシステムの確立

- これまで、一人一人が住み慣れた街で最期までその人らしく生きることを保障するための方法として、現在の在宅サービスを複合化・多機能化していくことや、新たな「住まい」の形を用意すること、施設サービスの機能を地域に展開して在宅サービスと施設サービスの隙間を埋めること、施設において個別ケアを実現していくことなどについて述べてきた。

このようなサービス基盤が整備された際ににおいても、要介護高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みが必要であることには変わりはない。

(ケアマネジメントの適切な実施と質の向上)

- (略) 要介護高齢者の生活を支えるという観点からは、在宅サービスの調整のみならず、在宅サービス利用から施設入所にいたる過程でのサービスの連続性の確保、施設からの退所・退院者への在宅サービスの切れ目ない提供確保など、高齢者の状態の変化に対応して様々なサービスを継続的・包括的に提供していくことが必要であり、また、例えば在宅での終末期を尊厳を持って送ることができるために、適切なケアとともに、疼痛緩和など適切な在宅医療・看護による支援が不可欠である。地域において、施設・在宅全体を通じたケアマネジメントを適切に行うことが必要である。

2. 介護保険施設におけるケアマネジメントにかかる規定 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

(施設サービス計画の作成)

- ・ 入所者（入院患者）について、解決すべき課題を把握しなければならない。
- ・ 解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者（入院患者）及びその家族に面接して行わなければならない。
- ・ 入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果(介護老人保健施設及び介護療養型医療施設にあってはアセスメントの結果及び医師の治療の方針)に基づき施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- ・ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- ・ 施設サービス計画の原案の内容について入所者（入院患者）又はその家族に対して説明し、文書により入所者（入院患者）の同意を得なければならない。
- ・ 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者（入院患者）に交付しなければならない。
- ・ 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

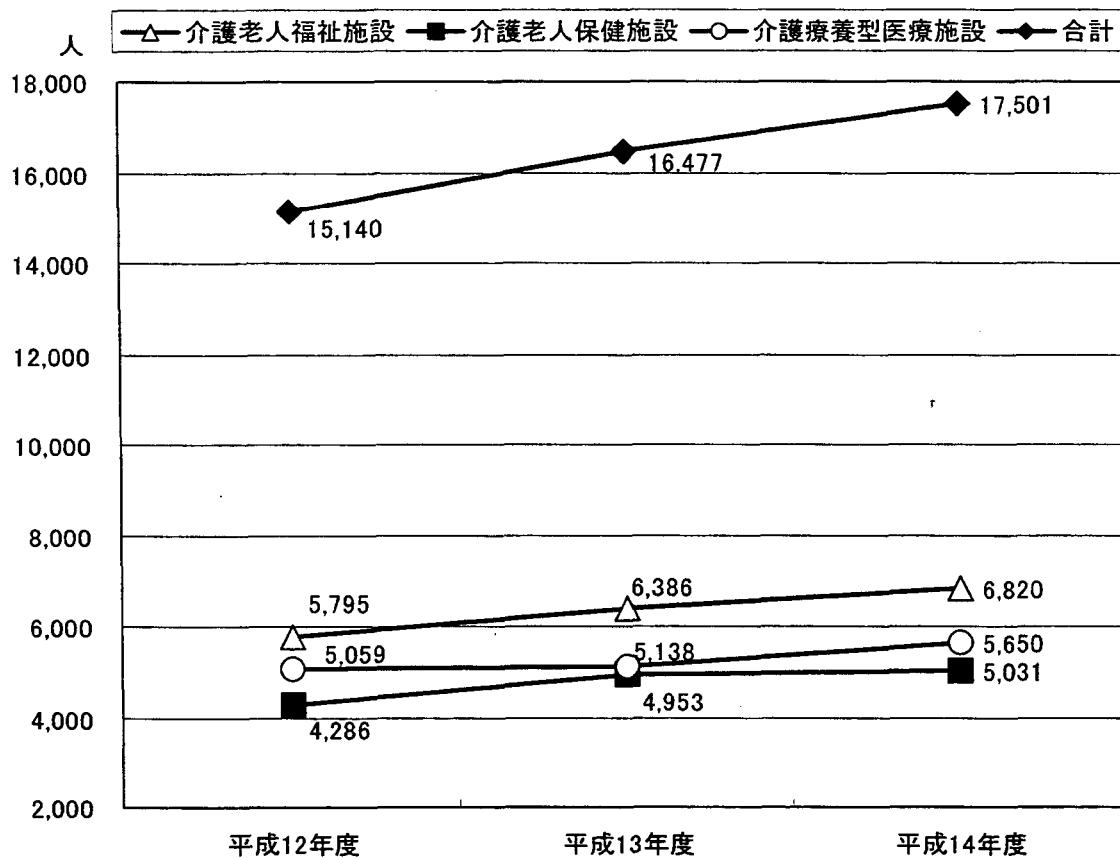
(計画担当介護支援専門員の責務：主なもの)

- ・ 入所（入院）申込者（患者）の入所（入院）に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- ・ 入所者（入院患者）の退所（退院）に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

等

3. 施設ケアマネジャーの配置状況

○ 介護保険施設のケアマネジャー実働者数



※出典：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

4. 入退所（院）の際の居宅サービス・施設サービス間の連携

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
内容・単位数	退所前連携加算 500単位 居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定。	退所前連携加算 500単位 居宅介護支援事業者に対し情報提供を行い、その介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定。	退院前連携加算 500単位 居宅介護支援事業者に対し情報提供を行い、その介護支援専門員と連携して退院後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定。
実績	平成一六年二月 介護福祉施設 8,574,281 サービス費全体 千単位 (再掲) 退所前連携加算 5 千単位	平成一六年二月 介護保健施設 7,093,549 サービス費全体 千単位 (再掲) 退所前連携加算 1,055 千単位	平成一六年二月 介護療養施設 4,737,788 サービス費全体 千単位 (再掲) 退所前連携加算 96 千単位

※出典：「介護給付費実態調査月報」（平成16年2月提供分）